

京都市告示第 375 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成 19 年 2 月 27 日

京都市長 榎本頼兼

道路の種類	路線名	区間
一般国道	367号	北区小山上総町50番地の1から 北区小山下内河原町115番地の1まで
		左京区下鴨上川原町1番地から 左京区下鴨本町26番地の3まで
主要市道	鹿ヶ谷嵐山線	左京区丸太町通川端東入東丸太町48番地の3から 左京区聖護院山王町16番地の17まで
一般市道	神宮道	左京区岡崎円勝寺町85番地から 東山区栗田口三条坊町47番地まで
	安井緯10号線	東山区高台寺南門通下河原東入榎屋町362番地から 東山区高台寺南門通下河原東入榎屋町360番地の1まで
	安井経5号線	東山区高台寺南門通下河原東入榎屋町360番地の1から 東山区松原通大橋東四丁目清水二丁目223番地まで
	南禅寺緯11号線	左京区南禅寺草川町61番地の1から 左京区南禅寺草川町73番地の1まで

(建設局道路部道路管理課)